

▼「収入・もてなし」のつづき

区分	配当金				利子				賃貸料			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	4	0	0	18	6	0	0	16	1	1	2	18
配偶者	1	0	0	19	2	0	0	18	0	0	0	20
親族	0	0	0	28	0	0	0	28	0	0	0	28
合計	5	0	0	65	8	0	0	62	1	1	2	66

区分	謝礼金				その他収入				贈与		もてなし	
	10万円未満	10万円以上50万円未満	50万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	有	無	有	無
本人	0	0	0	22	4	2	7	9	0	22	0	22
配偶者	0	0	0	20	3	1	3	13	0	20	0	20
親族	0	0	0	28	0	1	2	25	0	28	0	28
合計	0	0	0	70	7	4	12	47	0	70	0	70

税等の納付状況

報告義務者本人22人/その配偶者20人/その親族28人/計70人

区分	人数	所得税					町県民税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	6	7	7	2	0	3	13	5	1	0
配偶者	20	5	0	0	15	0	5	0	2	13	0
親族	28	15	1	0	12	0	8	7	0	13	0
合計	70	26	8	7	29	0	16	20	7	27	0

区分	人数	固定資産税					国民健康保険税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	8	8	1	5	0	0	4	8	10	0
配偶者	20	5	0	0	15	0	3	0	0	17	0
親族	28	2	0	0	26	0	1	0	0	27	0
合計	70	15	8	1	46	0	4	4	8	54	0

区分	人数	軽自動車税					水道料				
		5,000円未満	5,000円以上1万円未満	1万円以上	該当なし	滞納者	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	3	4	3	12	0	3	10	4	5	0
配偶者	20	2	3	0	15	0	0	0	0	20	0
親族	28	2	3	1	22	0	0	0	0	28	0
合計	70	7	10	4	49	0	3	10	4	53	0

区分	人数	公営住宅家賃					住宅新築資金等				
		20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	0	0	0	22	0	1	0	0	21	0
配偶者	20	0	0	0	20	0	1	0	0	19	0
親族	28	0	0	0	28	0	0	0	0	28	0
合計	70	0	0	0	70	0	2	0	0	68	0

区分	人数	その他使用料				
		5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	0	1	0	21	0
配偶者	20	0	0	0	20	0
親族	28	0	0	0	28	0
合計	70	0	1	0	69	0



「資産報告書」と「意見書」は閲覧できます

資産金額や税の納付状況など、該当者個人別の詳細な資産報告書をご覧になりたい場合は、福智町にお住まいであれば閲覧することができます。役場3階総務課で申請後、4階の情報公開室でご覧ください。 固 役場総務課庶務係 ☎ 22-0555

▼資産報告書の掲載内容

地位・肩書き

報告義務者本人22人/その配偶者20人/その親族28人/計70人

区分	人数	地位および肩書き			
		現職		将来	
		有	無	有	無
本人	22	15	7	0	22
配偶者	20	3	17	0	20
親族	28	0	28	0	28
合計	70	18	52	0	70

(前ページ続き) ↓を求めてこれらの点は整備すべきである。ただし、条例改正は議決を要するので、規則の改正から行っていた。特に条例第4条第3項の規定に基づく規則の整備を求めたい。

3 資産報告書は、町民であれば福智町役場で閲覧可能であるが、閲覧者が訪れることはまれである。より多くの人に報告書を見ていただくため、当審査会は、資産報告書のまとめを町広報紙へ掲載する。

※以上の文章は、福智町政治倫理審査会(平野健会長、林勝馬副会長、木村幸子委員、加藤高弘委員、貞光節生委員)から提出された意見書を、ほぼ原文どおり掲載しています。



貞光節生委員 加藤高弘委員 木村幸子委員 林勝馬副会長 平野健会長

資産

報告義務者本人22人/その配偶者20人/その親族28人/計70人

区分	土地				建物				不動産に関する権利			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	9	4	4	5	7	8	2	5	1	0	0	21
配偶者	2	1	1	16	2	2	0	16	0	0	0	20
親族	1	0	0	27	2	0	0	26	0	0	0	28
合計	12	5	5	48	11	10	2	47	1	0	0	69

区分	預貯金				動産				信託			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	12	4	5	1	17	1	2	2	0	1	0	21
配偶者	12	1	2	5	9	0	0	11	1	0	0	19
親族	11	1	1	15	11	1	0	16	0	0	0	28
合計	35	6	8	21	37	2	2	29	1	1	0	68

区分	有価証券				ゴルフ会員権				貸付金			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	10	4	0	8	3	0	0	19	0	1	1	20
配偶者	3	0	0	17	0	0	0	20	0	0	1	19
親族	1	0	0	27	0	0	0	28	0	0	0	28
合計	14	4	0	52	3	0	0	67	0	1	2	67

区分	借入金				保証債務				貯蓄性保険			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	2	2	0	18	1	0	0	21	8	0	3	11
配偶者	1	0	0	19	0	0	0	20	3	0	0	17
親族	0	0	0	28	0	0	0	28	2	0	0	26
合計	3	2	0	65	1	0	0	69	13	0	3	54

収入・もてなし

報告義務者本人22人/その配偶者20人/その親族28人/計70人

区分	給与				報酬				事業所得			
	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上	該当なし
本人	10	4	1	7	19	0	0	3	4	1	0	17
配偶者	0	0	0	20	0	0	0	20	0	0	0	20
親族	0	0	0	28	0	0	0	28	0	0	0	28
合計	10	4	1	55	19	0	0	51	4	1	0	65